

「ブランチパーク守谷」利用規約

令和4年4月1日制定

令和5年11月30日改定

守谷駅東口市有地利活用事業
ブランチパーク守谷活性化推進会

第1条（総則）

この規約（以下「本規約」といいます）は、守谷市が所有するブランチパーク守谷（以下「本施設」といいます）における利用規則を定めるものです。また、本施設の専有利用に関して、守谷市及びブランチパーク守谷活性化推進会（以下、「当会」といいます）と専有利用者の間における予約システムの利用方法及び内容について必要な事項を定めるものです。

第2条（定義）

本規約で使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとします。

- ①利用者：本施設を利用する者
- ②専有利用者：利用者のうち本施設の一部の貸出スペース（以下「専有スペース」といいます）を専有して利用する者
- ③予約システム：専有スペースを専有利用する際にインターネット上で利用予約の申込みをするためのシステム

第3条（共同利用）

利用者は、本施設が他の利用者と共同して利用する施設であることを認識し、本施設の内外を問わず周辺の美化を保つよう常に配慮するものとします。

第4条（設備の使用等）

- 1 利用者は、本施設及びこれに付帯する設備を使用することができるものとします。ただし、「かまどベンチ・マンホールトイレ」については、災害等が発生した場合又は守谷市、当会又はまちづくり協議会（守谷市協働のまちづくり推進条例（平成30年守谷市条例第30号）第11条第1項の規定によりまちづくり協議会として認定された組織をいう。以下同じ。）が防災訓練を実施する場合に限り使用できるものとします。
- 2 利用者は、本施設及びこれに付帯する設備の使用に際して、善良な管理者の注意をもって本来の用法に従って使用するものとします。
- 3 利用者は、本施設及びこれに付帯する設備の使用に際して、守谷市又は当会から指示があったときは、これに従うものとします。

第5条（免責）

- 1 利用者は、他の利用者及び第三者に対して損害を与えたときは、自己の責任において解決するものとします。
- 2 利用者は、私物の管理を自己の責任で行うものとし、自己の私物に紛失・盗難・破損・汚損など損害が生じても守谷市及び当会はその責任を負わないものとします。
- 3 不可抗力により本施設又はこれに付帯する施設・設備が滅失又は破損して、利用が困難となったときは、利用者はそれらの利用が停止されることがあることをあらかじめ承諾するものとします。
- 4 守谷市又は当会が、本施設又はこれに付帯する施設・設備の点検、補修、改修等により、本施設の使用を一時停止するよう利用者に対して要請したときは、これに応じなければならないものとします。

5 前各項に関して、守谷市及び当会に故意又は重大な過失のない限り、利用者に対して損害賠償責任を負わないものとします。

第6条（損害賠償）

利用者は、自己の故意又は過失により、守谷市、当会又は他の利用者に損害を与えたとき、若しくは損害を与えるおそれのあるときは、直ちに当会に対してその旨を通知するものとします。利用者は、これによって生じた損害を賠償するものとします。

第7条（禁止行為）

利用者は、本施設内において次の各号に該当する行為を行わないものとします。ただし、専有利用者においては、守谷市又は当会が認めた場合はこの限りではありません。

- ①利用時間外の利用
- ②立入禁止区域への立入り
- ③野球・サッカー・ゴルフ等におけるボールの使用（ただし、ゴムボール等他の利用者に危害を与えるおそれがないボールの使用を除く）
- ④火気の使用（喫煙を含む）
- ⑤危険物の持込み
- ⑥植栽・本施設又はこれに付帯する設備に損傷を与えるおそれのある行為
- ⑦スケートボード等の車輪付運動用具の利用
- ⑧飲酒
- ⑨第三者の迷惑になるおそれのある食事（においが強い食品等）や本施設を汚損するおそれがある食事（汁物等）
- ⑩リード等使用しておらず自由に動き回れる状態及び禁止エリアへのペットの同伴並びにペットの糞尿の放置（ただし、盲導犬・聴導犬・介助犬を除く）
- ⑪掲示物の無断掲示
- ⑫バイク・自転車の乗入れ
- ⑬物品・サービス販売又は勧誘活動
- ⑭宗教・政治・募金活動
- ⑮法令・公序良俗に反する行為
- ⑯釘打ち、画鋲打ち、ピン打ち、テープ貼り
- ⑰大音量での楽器演奏、音楽再生その他の他の利用者又は周辺への迷惑となる行為
- ⑱小型無人機等を飛行させる行為
- ⑲本施設に設置してある以外の設備の持込み及び使用
- ⑳宿泊行為
- ㉑ごみの放置
- ㉒別表に定める「専有スペース利用にあたっての制約事項」に抵触する行為

第8条（専有利用概要）

- 1 専有利用可能時間は本施設のホームページ（<https://branchpark-moriya.com/>）に掲載のとおりとします。
- 2 本施設は、予約により定められた区画及び時間帯ごとに、有料で専有利用することができます。
- 3 専有利用をするには、当会が定める方法での会員登録が必要です。

- 4 専有利用申込みが可能な時期については、本施設のホームページに掲載のとおりとします。
- 5 専有スペースは、食品衛生関係の許認可を取得したスペースではありません。食品衛生関係の販売などは、専有利用者にて必要な許可を取得し、当会へ許可証等の必要書類を提出した上で実施するものとします。なお、必要書類は、本施設のホームページに掲載のとおりとします。

第9条（専有利用の申込み）

- 1 専有利用者は、当会が提供する予約システム（以下「本サービス」といいます）にて、専有スペースの専有利用の申込みを行うものとします。
- 2 申込みを行った専有利用者は、本規約に同意したものとみなします。
- 3 守谷市又は当会が専有利用の予約申込みを承認した場合は、メールによる予約確定の連絡をします。専有利用者は、専有スペースを本規約の定めに従い、専有利用することができるものとします。ただし、専有利用者が次の各号に該当するときは、専有利用を承認しないことがあります。
 - ① 申込みに際し、虚偽の申告や不正があったとき
 - ② 特定の宗教活動、政治活動又は反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。）等の団体が関与する活動を行ったとき
 - ③ 現地の係員の案内・係員の指示等に従わないとき
 - ④ 守谷市又は当会が専有スペースの専有利用者として不適当と判断したとき

第10条（専有利用料金）

- 1 専有利用者は、専有スペースごとに定められた料金（以下「利用料金」といいます）を、本サービスの規定に従って支払うものとします。
- 2 利用料金の額及びその支払方法は、本施設のホームページに掲載のとおりとします。
- 3 利用料金は、規定時間内での利用にあたっては定額とし、利用時間が短い場合であっても、精算及び返金はしないものとします。
- 4 次の各号に掲げる専有利用の場合は、当該各号に定めるところにより利用料金を減免するものとします。
 - ① 守谷市、当会又はまちづくり協議会が主催する事業の場合は、全額減免とします。
 - ② 守谷市又は守谷市教育委員会の後援等名義使用承認を受け、かつ、集客人数が1,500人以上を見込める事業の場合は、全額減免とします。
 - ③ 第16条第2項に規定する有料会員に登録した団体が主催する事業の場合は、利用料金を1/2減免とします。ただし、当該事業が前号の規定に該当する場合は、全額減免とします。

第11条（専有利用のキャンセル）

- 1 メールによる予約確定の連絡があった後にキャンセルを行う場合、キャンセル料を頂きます。キャンセル料の発生時期については、本施設のホームページに掲載のとおりです。
- 2 予約した当日に、当会に対して連絡なく本施設のホームページに掲載の一定時間以上使用開始が遅れた場合、予約はキャンセルされます。この場合、別途案内するキャンセル料が発生し、本施設の専有利用もできません。

第12条（専有利用者の遵守事項）

- 1 本施設及びこれに付帯する設備の専有利用終了時は、専有利用前の状態に回復するものとします。レイアウト変更や搬入などの準備、専有利用後の片付けも利用時間内に行うものとします。専有利用可能時間を超過した場合は、追加料金を頂きます。

- 2 本施設又はこれに付帯する設備の紛失・盗難・破損・汚損などがあった場合、専有利用者は修繕等に要した費用を負担するものとします。
- 3 飲食を伴う場合には専有利用申込み時に必ず申請するものとし、専有利用後の清掃の徹底をするものとします。
- 4 搬入する際に本施設を破損や汚損するおそれのある大きさ、重さ又は形状を有するものの搬入を伴う場合には、必ず事前に当会に相談し、搬入ルート等を確認するものとします。
- 5 専有利用者は、事前に食材等を搬入したり、本施設を受取先として荷物等を送付することはできません。
- 6 専有利用者は、専有利用中必ず本施設に常駐するものとし、本施設の紛失・盗難・破損・汚損などが生じないように警戒及び防護するとともに、専有利用者が開催する催しの参加者の整理および避難誘導について自己の責任で行うものとします。
- 7 専有利用者は、本施設に付帯する駐車場、駐輪場を原則利用するものとし、その他の近隣の住民・施設に迷惑となるような場所に駐停車してはならないものとします。
- 8 専有利用により発生した廃棄物は、専有利用者が責任をもって持ち帰るものとします。
- 9 その他別表に定める「専有スペース利用にあたっての制約事項」を遵守してください。

第13条（専有利用の予約内容の変更等）

- 1 専有利用者は、予約内容や提出物の内容に変更が生じるときは、速やかに当会に対して変更の届出をしなければなりません。
- 2 専有利用者が前項の手続きを怠ったために生じた損害に関して、守谷市及び当会は一切の責任を負いません。

第14条（権利義務の譲渡等の禁止）

専有利用者は、本規約により生じる一切の権利義務（債権および債務を含む）の全部又は一部を、第三者に譲渡又は担保の用に供することはできないものとします。

第15条（利用停止）

- 1 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの手続きを要することなく、守谷市又は当会は利用者に対して本施設の利用を停止させ、専有利用者にとっては会員登録を抹消できるものとします。
 - ①2各号のいずれかに該当したとき
 - ②3第3項各号のいずれかに該当したとき
 - ③他の会員又は第三者の信用を著しく毀損させる行為を行ったとき
 - ④守谷市又は当会の指示に従わず、本施設の専有利用者として不適当と守谷市又は当会が認めるとき
- 2 前項の規定による本施設の利用停止及び会員登録の抹消措置について、専有利用者は異議を申し立てることはできないものとします。

第16条（専有利用会員）

- 1 専有利用会員（以下「会員」といいます）とは、本規約に同意のうえ当会に申込みをし、承認された個人、法人又は任意団体をいいます。
- 2 会員の種類は、「有料会員」及び「一般会員」とします。
- 3 前項の有料会員の会員期間は、原則4月1日から翌年3月31日とする。ただし、年度途中で登録した場合は、登録日から次の3月31日までとします。

- 4 有料会員は登録料として、当会が定める期日までに30,000円（税込）を当会に納付するものとします。
ただし10月1日以降の登録については、15,000円（税込）とします。
なお令和5年度に限り、登録料は全額減免とします。
- 5 有料会員の更新については、当会からの案内を基に当会が定める期日までに登録料30,000円（税込）を当会に納付することで更新ができるものとします。
- 6 第2項の一般会員の登録料は、無料とします。
- 7 納付頂いた登録料については、いかなる理由があろうとも返金は致しません。
- 8 有料会員は、毎年3月31日までに更新手続きを実施しない場合、翌年度の会員資格を失効します。
- 9 会員は、守谷市又は当会の都合により、利用可能な本サービスの内容が追加・変更され、又は停止される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

第17条（会員登録手続き）

- 1 会員登録を希望する者は、本規約に同意の上、当会の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます）を記入して、本施設のホームページに掲載する提出物を添えて当会へ提出することにより会員登録の申請をするものとします。
- 2 当会は、守谷市及び当会の基準に従って、前項の規定に基づき会員登録の申請を行った者（以下「登録申請者」といいます）の登録の可否を判断し、当会が登録を認める場合には、その旨を登録申請者に通知します。登録申請者の会員としての登録は、当会が本項の通知を行ったことをもって完了したものとします。
- 3 登録申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録又は再登録を承認しない場合があります。また、その理由について一切開示義務を負いません。
 - ①当会に提供した登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - ②特定の宗教活動、政治活動又は反社会的勢力等の団体が関与する活動を行っているとして守谷市又は当会が判断した場合
 - ③登録申請者が過去当会との本規約に違反した者又はその関係者であると守谷市又は当会が判断した場合
 - ④7に定める措置を受けたことがある場合
 - ⑤その他守谷市又は当会が登録を適当でないと判断した場合
- 4 当会が会員登録を承認した場合、ID・パスワードを発行します。
- 5 発行されたID・パスワードは、会員自身が責任をもって管理するものとし、付与されたID・パスワードにより本サービスが利用された場合には、当会は、当該会員自身による利用であるとみなします。

第18条（会員情報の変更）

- 1 会員は、入会時の登録事項又は入会時の提出物の内容に変更が生じたときは、速やかに当会に対して変更の届出をし、変更内容が分かる提出物を提出するものとします。
- 2 会員が前項の手続きを怠ったために会員自身又は第三者が被った損害に関して、守谷市及び当会は責任を負いません。

第19条（会員の本サービス利用に関する禁止事項）

会員は、本サービスの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると守谷市若しくは当会が判断する行為をしてはなりません。

- ①法令に違反する行為
- ②守谷市、当会、本サービスの他の利用者その他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為

- ③公序良俗に反する行為
- ④本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
- ⑤本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- ⑥当会のネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし、又は不正なアクセスを試みる行為
- ⑦第三者になりすます行為
- ⑧本サービスの他の利用者の ID 又はパスワードを利用する行為
- ⑨反社会的勢力等への利益供与及びこれに類する行為
- ⑩その他守谷市又は当会が不適切と判断する行為

第20条（会員情報の取扱い）

- 1 会員は、当会が別途定める個人情報の利用目的に従って、当会が会員情報を取り扱うことについて、会員は同意するものとします。
- 2 当会が取得した会員情報は、本施設に関するもののみに利用し、当該目的以外の目的には利用しないものとします。
- 3 当会は、会員が当会に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形で統計的な情報として、当会の裁量で、利用及び公開することができるものとし、会員はこれに異議を申し立てないものとします。

第21条（個人情報の利用目的）

- 1 当会は、本施設の運営を行うにあたり、各種の申込みの受付などの機会を通じて、会員の住所・氏名・郵便番号・電話番号・FAX 番号・メールアドレスなどの個人情報をお預かりします。これらの個人情報は、次項に定める目的で利用します。なお、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令により認められる場合を除き、当該目的以外に会員の情報を利用することはありません。
- 2 当会は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、当会が行う本施設のスペースレンタル事業に関するご案内・ご提案、契約の締結・履行、アフターサービスの実施、会員への連絡・通信、新しい商品・サービスの開発及び会員に有益と思われる情報の提供などのために、会員の個人情報を利用します。

具体的には次の各号に掲げる目的で利用します。

- ①本サービスに関する登録の受付、本人確認、利用料金の計算等本サービスの提供、維持、保護及び改善のため
 - ②本規約に違反する行為に対応するため
 - ③本サービスに関する変更などを通知するため
 - ④本サービスに関するご意見・感想をいただくため
 - ⑤本サービスに関するお問合せ等に対応するため
 - ⑥市場調査や新しい商品・サービスの開発のため
 - ⑦各種イベント・セミナー・キャンペーン・会員制サービスなどの案内のため
 - ⑧その他守谷市及び当会の事業に付帯・関連する事項のため
- 3 当会では、業務を円滑に遂行するために、業務を委託し、当該委託先に対し必要な範囲で個人情報を預託する場合があります。その場合、当会は業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶなど、適切な監督を行います。

第22条（秘密保持）

会員は、本サービスに関連して当会が会員に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した一般に周知されていない情報について、当会の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

第23条（本サービス利用の停止・会員登録の抹消）

- 1 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当会は事前に通知又は催告することなく、会員に対して本サービスの利用を停止し、又は会員の登録を抹消することができるものとします。
 - ①本規約に違反し、守谷市又は当会が会員として不適格と判断したとき
 - ②入会又は変更の申込みに際し、虚偽の申告や不正があったとき
 - ③他の会員又は第三者の信用を著しく毀損させる行為を行ったとき
 - ④第7条各号に定める禁止事項に該当する行為を行ったとき
 - ⑤第9条第3項各号に該当したとき
 - ⑥第17条第3項各号に該当するとき
 - ⑦第19条各号に掲げる禁止事項に該当する行為を行ったとき
 - ⑧特定の宗教活動、政治活動、反社会的勢力等の団体が関与する活動を行ったとき
 - ⑨支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続きの開始の申立てがあったとき
 - ⑩守谷市又は当会からの問合せその他の回答を求める連絡に対して30日以上応答がないとき
 - ⑪本サービスの提供に支障をきたす行為を行ったとき
 - ⑫当会から会員に宛てた通知が届出の連絡先に到達しないとき又は当会からの通知の受取を拒否したとき
 - ⑬その他守谷市又は当会の指示に従わず、守谷市又は当会が会員として不適格と判断したとき
- 2 前項の規定による、本施設の利用停止・会員登録抹消措置について、利用者及び会員は守谷市及び当会に対して何ら異議を申し立てることはできないものとします。

第24条（退会）

- 1 会員は、当会が別途案内する方法で当会に通知することにより、本サービスから退会し、自己の会員としての登録を抹消することができます。
- 2 退会にあたり、当会に対して負っている債務がある場合は、会員は、当会に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当会に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
- 3 当会は、退会後の会員に関する情報（以下「利用者情報」といいます。）の取扱いについては、6の規定に従うものとします。
- 4 第16条第4項の規定により当会に納付された登録料は、退会の時期にかかわらず、返還しないものとします。

第25条（本サービスの停止等）

- 1 当会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。
 - ①本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を緊急に行う場合
 - ②コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - ③不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
 - ④システムに負荷が集中した場合又はセキュリティ上の問題があると当会が判断した場合
 - ⑤本サービス利用時にトラブルが発生し、トラブル復旧対応において会員の確認ができない場合
 - ⑥その他守谷市又は当会が停止又は中断が必要と判断した場合
- 2 当会は、当会に故意又は重大な過失があるときを除き、前項の規定に基づく措置により、会員に生じた損害について一切の責任を負いません。ただし、前項第3項に該当する場合であって、料金の支払をしたにも

かかわらず、専有スペースの利用ができないときは、予約日程を変更又は料金の返金をします。

第26条（本サービスの中止等の通知）

- 1 当会は、当会が適切と判断する方法で通知をした上で、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとします。
- 2 本施設の運営が終了する場合、専有利用予約が完了した後であっても、専有利用予約は失効します。この場合、当会は速やかに会員に対して当会が適切と判断する方法で通知するものとします。
- 3 当会は、本サービスの提供中止又は本施設の運営が終了する場合、前2項の通知をすることにより、サービスの中止又は予約の失効に伴う会員からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第27条（本サービスに係る免責）

- 1 当会は、会員への事前の通知又は承諾なしに、任意に本サービスに係る通信設備、システム、ソフトウェア等について修正、アップデートを行い、又は使用を終了することができ、これに起因して会員が被った損害について、当会に故意又は重大な過失のある場合を除き、一切責任を負わないものとします。
- 2 当会は、当会のウェブサイト、サーバ、ドメイン等から送られるメール、コンテンツ等に、当会の責に帰すべき事由によらず、コンピューターウイルス等の有害なものが含まれないことを保証しません。

第28条（本サービスの内容の変更・終了）

- 1 当会は、守谷市又は当会の都合により、本サービスの内容を変更し、又は提供を終了することができます。当会が本サービスの提供を終了する場合、当会は会員に事前に通知するものとします。
- 2 当会は、前項の規定に基づく措置により会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

第29条（連絡・通知）

次に掲げる問合せ又は連絡若しくは通知は、当会の定める方法で行うものとします。

- ①本サービスに関する問合せその他会員から当会に対する連絡又は通知
- ②本規約の変更に関する通知その他当会から会員に対する連絡又は通知

第30条（規約の改定）

- 1 守谷市又は当会は、本規約を任意に改定できるものとします。当会は、本規約を改定した場合、守谷市及び当会が適切と判断する方法で利用者及び会員に対して改定内容を通知します。
- 2 前項の通知後、会員が本サービスを利用した場合又は当会の定める期間内に退会しなかった場合、会員は本規約の変更に同意したものとみなします。

第31条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法（平成12年法律第61号）その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第32条（準拠法・管轄合意）

- 1 本規約は日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとします。
- 2 本規約に起因し、又は関連する一切の紛争については、水戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条（雑則）

本規約に定めるものほか、本施設の利用マナー、禁止事項及び予約システムの運用に関する必要な事項については、当会が別に定めます。

(別表)

■ランチパーク守谷 専有スペース利用にあたっての制約事項

項目	制約事項
全般	当会から送付された受付メールは、利用期間中提示できるようにしておくこと
	予約申込みしたスペース以外でのイベントや営業行為は行わないこと
	許可された電源から延長コードを使用する際は、養生を必ず行い、延長コードの長さは、実施場所から養生が目視で確認できる範囲とすること
	ランチパーク守谷内での喫煙（加熱式たばこを含む）は、行わないこと
	チラシ・ポスター等の広告物を使用する際は、必ず事前に施設の許可を得ること
	法令や条例等の定めに沿った活動を行うこと
	専有利用において、関係各署等よりの免許（許可）が必要な場合は、申込者の責任において取得し、必要に応じて掲出すること
火気使用 ・発電機	火気を使用する場合は、粉末消火器（ABC4型以上のもの）を設置し、休憩等で短時間でもそばを離れるときは、必ず火を消すこと
	発電機を使用する場合は、火気から離れた位置で使用し、燃料を補給するときは必ず発電機を停止させること
	燃料を含め直射日光をさけるなど適正に管理すること
食中毒	飲食物の提供にあたっては、保健所等の指示に従い、手洗いを徹底し、取扱い品目によって充分加熱するなど飲食物の安全と衛生に配慮すること
騒音	音響設備などを用いて、音を出す場合は、事前に当会へ報告し、実施の際は近隣に十分配慮すること
感染症防 止策	関係者の検温実施、マスク着用、こまめな手洗い・手指消毒・うがいを徹底すること
	専有利用者は消毒液の設置・提供を行うこと
	人と人の距離を十分に保つよう、通路の確保・並び列の整理・座席の距離確保等を行うこと
	営業行為において、利用者へのチラシの手配り又は大声での声掛けを行わないこと
	営業行為において、利用者と対面で接する場合は、飛沫感染防止策を講じること（ビニールガード・アクリル板等）
試飲や試食は、密封されたもの以外は提供しないこと	
その他	撤去・搬出後は、申込者が責任を持って原状回復を行うこと
	利用者等からの苦情等は、責任を以て速やかに対処し、必ず当会へ報告すること